作成年月日令和3年 12 月 16 日作成部局企画県民部企画財政局課室名財政課

財 第 1 4 2 4 号 令和 3 年 12 月 16 日

各 部 局 長 様

企画県民部長

令和4年度の予算編成について

本県の経済動向は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による度重なる緊急事態宣言等に対し、各種感染防止対策や経済対策、ワクチン接種促進の効果、海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。一方、内外の感染症の動向や原油価格の高騰、厳しい雇用情勢、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まり、金融資本市場の変動等の影響も注視する必要があり、未だ新型コロナウイルス感染症の発生以前の水準への回復は見通せず、厳しい状況が見込まれる。

こうした内外の不透明な経済環境を受け、国の中長期の経済財政に関する試算におけるベースラインケースを踏まえ財政フレームを見直した結果、令和4年度から10年度にかけ現行の要調整額を上回る収支不足が生じる見込である。

また、今後も社会保障関係費の増加や、震災関連県債、行革期間中に財源対策のために発行した退職手当債・行革推進債の償還、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれることから、本県の財政状況は厳しい状況が続く。

このため、本年度は、「事業の総点検」、「組織の多様性の推進」、「仕事の進め方の変革」の3つの視点に基づき、行財政運営方針の見直しを行い、今般、見直しの一次案として「県政改革方針(仮称)」(以下「県政改革方針」という。)を取りまとめた。

この県政改革方針に基づく取組を着実に実行することにより、持続可能な行財政基盤を確立し、新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、人口減少、超高齢化、多発する災害、温暖化、経済構造の変容等、挑戦すべき課題に立ち向かい、躍動する兵庫の実現に向けた施策を推進していかなければならない。

このような諸事情を踏まえ、各部局におかれては、国の政策動向や地方財政対策に十分 留意しつつ、部局長のマネジメントによる創意工夫を生かし、選択と集中を基本に施策の 優先順位を明確にしたうえで、下記の方針に基づき、予算要求するようお願いします。

I 令和4年度予算編成の基本方針

1 県政改革方針に基づき、県政改革を推進する。

[県政改革方針の基本方針]

① 躍動する兵庫の実現

少子高齢、過疎化をはじめとした課題が山積するなか、失敗を恐れずチャレンジしていくことが求められている。このため、のびやかな試行錯誤を繰り返しながら新時代を切り拓いていく「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け、次の3つの基本姿勢をもとに県政運営を推進していく。

ア オープンな県政の推進

多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。

イ 「誰も取り残さない」県政の推進

歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。

ウ 県民ボトムアップ型県政の推進

現場主義を徹底し、県民との対話を拡げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

② 持続可能な行財政基盤の確立

改革の着実な推進により、収支均衡と将来負担の軽減を図りつつ、時代の変化に的確に対応できる、持続可能な行財政基盤を確立する。

③ イノベーション型行財政運営の実現

職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、各職場から自律的、多発的に業務の創意工夫や変革の提案(イノベーション)がなされる県政を実現する。

ア 「ビルド」を重視した行財政運営

新たな事業内容や実施手法への見直しに重点を置いた施策の改善を毎年度実施する。

イ 成果を重視した施策立案手法の導入

データ等の合理的根拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)を原則とし、新規施策の立案にあたり、成果指標、目標、終期、継続基準を定める。

ウ 透明性向上のための外部評価の積極的活用

外部有識者による事務評価の手法を活用し、PDCAサイクルを実現する。

2 財政フレームで示す財政運営の目標を堅持し、適切な対応を行う。

- 3 各部局は、行財政運営方針の見直しにおける「見直しの視点」を踏まえ、部局長のマネジメントにより事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、コロナからの創造的復興をめざし、躍動する兵庫の実現に向けた施策に重点的に取り組む。
- 4 新経済・財政再生計画に基づく歳出改革、社会保障と税の一体改革、地方創生対策など、国の政策や地方財政対策について十分注視し、県予算へ適切に反映する。
- 5 災害対策などの緊急的な対策を除き通年予算を編成する。

(見直しの視点)

- (1) 事業の総点検
 - ① 時代の変化への的確な対応
 - ア 人口減少・少子高齢化、デジタル化、コロナ禍がもたらした社会変革の兆しな ど、時代の変化等を踏まえ、制度や施策、事業内容について見直し、新たな課題 等に的確に対応
 - ② 事業水準の適正化
 - ア 国制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、廃止又 は縮減を検討
 - イ 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準を基本に検討
 - ウ 本県独自に措置している事業について、その必要性を十分検討のうえ、地方 財政措置の水準まで本県事業水準を抑制
 - エ 事業実施に係るトータルコストとその効果の比較・検証等を通じて、最小の費 用で最大の効果を実現
 - オ 当初予算額と決算額に乖離のある事業について、事業の実績等を踏まえ、適正な水準や、必要性を検討
 - ③ 国と地方、県と市町との役割分担の明確化
 - ア 国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等について要請を行い、地方が必要な権限、財源を有し、その責任のもと決定、実行できる自立分権型の行政システムを構築
 - イ 府県域を超えて広域的に対応した方が効果的な課題については、関西広域連合 での推進を図る
 - ウ 住民に身近な事務は市町が自立的かつ主体的に担い、県は市町間の広域調整や 専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、分権社会 にふさわしい自立的な県と市町の関係を構築
 - エ 県と市町の適切な役割分担のもと、政令市、中核市など市町への権限移譲による機能強化等に伴う事業の見直し、県民の利便性向上を図るための県と市町との共同・連携等を推進
 - オ 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、 国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小
 - カ 市町に対する地方財政措置の活用を踏まえた、事業の補助対象・補助率等を見直し
 - ④ 給付と負担の適正化
 - ア 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象 者を見直すとともに給付と負担を適正化
 - イ 実施に必要な費用が十分まかなえていない事業や、類似事業と比べ負担が不均 衡となっているものについて、受益者負担を適正化

- ⑤ 国庫補助金等特定財源の確保
 - ア 国新規施策等の動向を把握し、積極的に国庫補助金を活用することで事業費総額を確保。また、試験研究機関等の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保
- ⑥ 自主財源の確保
 - ア 地方税財源の充実強化や交付税の確保、減収補填や資金手当のための特例債創設など確実な財政措置を国へ働きかけ
 - イ 利活用や売却等、長期保有土地の計画的な処理と適正管理を推進
 - ウ ネーミングライツや広告収入、ふるさとひょうご寄附金など自主財源の確保の 取組を推進

(2) 組織の多様性の推進

- ① 効果的・効率的な業務執行体制の構築
 - ア 社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化など、時代の変化に伴う多様な政 策課題に対して、専門性・機動性を高め、施策の効果的・効率的な執行が図れる 組織体制や業務執行体制を構築
- ② 多様な人材の積極的な登用
 - ア 急激な社会変革への対応等、高度な専門知識を要する施策の推進を図るため、 外部専門人材を積極的に登用
 - イ 職員研修や 0JT を通じて職員の能力向上を図るとともに、女性や若手職員が活躍できる場の拡大に向けた環境整備を推進

(3) 仕事の進め方の変革

- ① 行政のデジタル化等を踏まえた業務改革や働き方改革の推進
 - ア 県民等の利便性向上と職員の業務効率化を目指し、業務プロセスの見直しや 仕事の進め方の見直し等に取り組み、行政手続のオンライン化、電子決裁や AI・RPA の活用、ペーパレス・ストックレス等、行政のデジタル化等を推進
 - イ 全庁を挙げた業務・超過勤務の縮減、テレワークの推進、フレックスタイム 制等の柔軟で多様な勤務形態の推進や、休暇・休業制度等の各種支援制度の活 用促進など、多様な働き方を推進
- ② 県民との連携、民間等との役割の明確化、民間のアイデア等の活用
 - ア 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、多様な分野において県民と連携した取組を推進
 - イ 民間のアイデアやノウハウを活用し、より効果的な事業展開を図るため、民間等との共同事業やアウトソーシングを推進
 - ウ 民間ノウハウを活用することで、より効率的で質の高いサービスの提供が期待できる業務については、業務内容や業務の特殊性等を踏まえ、民間活力を最大限活用できる手法の導入を検討
 - エ 民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、 先導性の低下、所期の目的が達成されたものは、廃止又は補助率、補助単価等 の見直し

Ⅱ 歳入に関する事項

1 県税

今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。

2 地方交付税、地方譲与税

- (1) 地方財政計画を適切に踏まえ、的確に見積ること。その際、普通交付税については、国の指示伸び等を十分踏まえること。
- (2) 社会保障関係費の増加分はもとより、地域が独自で取り組む経済雇用対策や防災・減災対策などの財政需要を適切に地方財政計画に反映するよう国に求めること。

3 国庫支出金

- (1) 事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に勘案しつつ、積極的な活用を図ること。
- (2) 公共事業については、計画的な事業の推進を図るために必要な国庫支出金の確保に 努めること。
- (3) 地方に超過負担が生じている場合については、国に是正を求めること。併せて、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないよう国に求めること。

4 県債

今後償還を迎える県債が増加すること等に伴い、公債費に関する指標が厳しさを増すことが見込まれることから、県債の活用にあたってはこれまで以上にその必要性を十分精査するとともに、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な県債を積極的に活用すること。

5 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性の向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図ること

6 財産収入等

- (1) 未利用の財産及び施設の移転や統廃合によって生じる遊休資産等のうち公共利用が見込めないものについては、計画的かつ積極的に売却すること。
- (2) ネーミングライツについて、対象施設の拡大やスポンサー特典の付与などの柔軟な制度運用を行うとともに、他団体の実施事例を参考とするなど、新たな対象・物件への導入を促進すること。
- (3) 県施設や広報誌、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保すること。
- (4) ふるさとひょうご寄附金については、既定のプロジェクトの収入増に向けたさらなる取組を進めること。また、新規プロジェクトについても、財源確保のため、積極的に検討し、予算要求すること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 予算要求基準

令和4年度の予算要求枠については、一般事業枠を拡大し、部局長のマネジメントを 更に発揮するとともに、より有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、ビルドを 重視した行財政運営の取組を促進する観点から、次のとおり設定する。

予算要求枠を遵守のうえ、施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。 なお、新型コロナウイルス感染症対策や要求時点で詳細が不明な国における制度改 正、事業の見直しなどについては、予算編成過程で検討し、必要な措置を講ずる。

[予算要求枠]

(1) 一般事業枠

- ① 施設維持費:令和3年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
- ② 経常的経費:令和3年度当初予算充当一般財源額の80%の範囲内
- ③ 政策的経費:令和3年度当初予算充当一般財源額の80%の範囲内
- ④ 指 定 経 費:令和3年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内 なお、削減額の一部を新県政推進枠の財源として活用

(2) 重点政策枠

① 新県政推進枠

- ・対象事業:ポストコロナ時代に相応しい産業構造への転換、安全安心社会の先導、 未来を創る人づくり、個性を磨く地域づくりなど、コロナからの創造的 復興をめざし、躍動する兵庫の実現に資する新規・拡充事業
- ·配 分 額:8億円

② 行革見直し効果枠

行財政運営方針の見直しにおける歳出削減効果額(一般財源ベース)を全額配分。

(3) 個別事業枠

① 義務的経費

県政改革方針を踏まえた所要額とするが、直近の決算額や事業実績等を踏まえ、所 要額を厳密に精査すること。

(対象経費)

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく経費

② その他指定事業、特別会計等への繰出金

所要額を厳密に精査するとともに、このうち事務的経費について、一般事業枠の実 質的な削減率と同率の削減を行うこと。

③ 超過課税活用事業

超過課税収入の範囲内で事業実施することを基本とし、これまでの活用実績や今後の活用方針、超過課税の主旨等を踏まえ、事業量及び事業内容の見直しを図ること。

(4) 投資事業枠

① 普通建設事業費

補助・単独事業について、県政改革方針で定める地方財政計画の水準を基本とした 事業費とする。

ただし、単独事業については、厳しい財政状況を踏まえ、事業の必要性や事業効果を十分に検証し、事業量及び事業内容について、適切な見直しを行うこと。

また、県民目線に立った適切な事業水準を確保するため、本県実負担が増加しない 範囲で、予算協議のうえ補助・単独事業間の振替えを認めることとする。

② 災害復旧事業 所要額

(5) 被災地支援事業費 所要額

(6) 県民局・県民センター事業

① 地域躍動推進費

- ・対象事業:県民局・県民センターがマネジメント力を発揮し、地域の実情に応じ た施策を機動的・積極的に展開する新規・拡充事業等
- 配分額:総額12億円の範囲内で配分する額
 - ※ 事業実施にあたっては、国の地方創生推進交付金を積極的に活用するととも に、市町・民間との役割分担等を十分踏まえること。

② 予算措置要求

以下に該当する事業については、本庁所管課を通じて予算措置要求すること

ア 全県的な課題に対応するための新たな事業、又は、当該課題に関連する既存事業を組み替える事業

イ 本庁既存事業の中で、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まる 事業

Ⅳ その他留意事項

1 事業の成果指標、目標、終期、廃止・見直し基準の設定

データ等の合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)を原則とし、新規施策の立案にあたっては、成果指標、目標、終期を設定すること。

また、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定すること。

2 ICT の活用や業務執行方法の見直しによる業務改革の推進

事務改善に寄与するシステムの導入・改修、AI (Chatbot)・RPA の活用促進、ペーパーレス化の推進等、ICT を活用して業務の効率化を図る取組や、職員提案で提案のあった内容の実現、民間技術・ノウハウの活用など業務執行方法の見直しにより事務改善に繋がる取組など、業務改革の推進に資する取組については、新行政課(デジタル改革課)で取りまとめのうえ所要額を予算要求すること。

3 情報システム関係の要求

情報システム関係の構築費・保守料等については、予めシステム企画課による経費の 精査を経た上で提出すること。

4 補助・委託事業の適切な執行・手続きの簡素化等

補助事業や委託事業は、履行確認を徹底し、その成果を適宜フォローアップするとともに、特にイベントや式典などの運営委託については、安易な全面委託とならないよう、事業者との適切な役割分担を踏まえ、計画的に取り組むこと。

また、補助率は 1/2 を基本に、事業内容等を勘案のうえ適切に設定するとともに、市町・各種団体への県単独補助金の定額化、申請・実績報告書類の縮減に引き続き取り組むこと。

5 インセンティブの積極的な活用

(1) 予算効率化インセンティブ制度の推進

予算執行の工夫改善を進めるため、アウトソーシングの推進など事業実施方法の見直し、委託業務等の発注方法の見直しや、予算の使い切り意識の是正などを目的とした数量の見直しなど、予算執行方法の効率的な取組による令和3年度の歳出削減効果額(一般財源ベース)の全額を、令和4年度の予算に追加配分する。

(2) 歳入インセンティブ制度

自主財源の確保を進めるため、ネーミングライツや広告掲載による収入の 1/2 を、インターネットオークション出品による不要物品の売却等に伴う収入の 2/3 (物品提供部局・出納局で折半)を、処分が難航している用途廃止済用地等の売却に伴う収入の一定割合 (3~5%程度)を、収入年度(収入年度に執行が困難な場合は翌年度)の予算に追加配分する。

また、企業版ふるさと納税で獲得した寄付金については、収入額の 1/2 を収入年度 (収入年度に執行が困難な場合は翌年度)の予算に追加配分する。

6 事務事業数

事務事業の廃止・統合を行い、事務事業数を令和3年度事業数から、10%以上削減すること。

7 事務事業評価

事業費5百万円以上の政策的事業については、事業効果の検証を行うため、評価調書に基づき適正に自己評価のうえ、その結果を適切に予算に反映すること。

なお、事業目的の達成度を示す指標の設定にあたっては、可能な限り定量的な成果指標を設定すること。

8 適正な経理事務の執行

適正な経理事務処理を推進するため、下記の取組の徹底を図ること。

- (1) 計画的な予算執行(執行計画の策定)
- (2) 予算執行の明確化(原則、1事項、1所管課)
- (3) 予算流用手続の周知
- (4) 予算節約意識の醸成
- (5) 予算繰越制度の活用
- (6) 国庫補助事業と県単独事業の区分経理

V 予算編成作業の見直し

一般事業枠経費の査定作業については、部局長のマネジメントによる予算配分を基本に、 事業内容に変更のない事業は増減を中心とした要求内容の確認に止め、新規・拡充事業を 重点的に検討する。

また、超過勤務に関する規則に基づく超過勤務縮減に向けた取組として、査定作業終了時間を厳守するとともに、査定スケジュールの管理を徹底する。

なお、予算査定にあたっては、査定室の分散による3密の回避や手指消毒液の設置、査 定室の換気の徹底など、ひょうごスタイルを踏まえた予算編成作業に努める。

VI 提出期限

別途通知する日

<問い合わせ先>

兵庫県企画県民部企画財政局財政課予算班 TEL: 078-341-7711 (内線 2448)